

最上町 特定地域生活排水事業経営戦略

団 体 名 : 山形県最上町

事 業 名 : 特定地域生活排水事業

策 定 日 : 令和 3年 3月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度 (14年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和6年4月1日に法一部適用予定)
処理区域内人口密度	6.44人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	公共下水道および農業集落排水事業区域を除く全域		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 508基(令和3年1月現在)		
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 *1	本町の特定地域生活排水事業は、公共下水道、農業集落排水事業の区域外において、実施しています。施設整備は毎年継続して30基程度を目標に整備を進めている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道事業と異なり、設置した浄化槽の人槽に応じて、使用料金を設定しています。			
業務用使用料体系の 概要・考え方	5人槽 4,170円 6~7人槽 5,720円 8~10人槽 7,030円	11~15人槽 7,260円 16~20人槽 8,800円 21~25人槽 11,870円	26~30人槽 13,630円 31~40人槽 16,720円 41~50人槽 22,430円	90人槽以上 104,670円
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 4,100 円	平成30年度 4,100 円	令和元年度 4,170 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	平成29年度 3,315 円	平成30年度 3,430 円	令和元年度 3,573 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	浄化槽業務は1名が兼務してあっており、職員給与費の予算措置は一般会計で行っている。
事業運営組織	建設課で公共下水道、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を所掌しており、特定地域生活排水処理事業については、施設整備および事務処理を工務係が担っており、料金徴収は庶務係が行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	実施していない
	イ 指定管理者制度	実施していない
	ウ PPP・PFI	PFI事業を活用しており、最上町浄化槽整備株式会社が、点検・維持管理および施設整備を行っている。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	予定なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽設置申請者個人の宅地内に、賃貸借契約を締結したうえで浄化槽を設置または寄付受納していますので、利用することはありません。

- *4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

当町は最上川の支流一級河川最上小国川の最上流部にあたり、河川の水質保全という大きな義務と責任がある。そのことから特定地域生活排水処理事業については、早急な整備と継続した健全な運営が必要となってくる

- 1) 適切な管理
浄化槽法に基づいた浄化槽の適正管理に日々努める。
- 2) 効率的な事業運営
維持管理・施設整備については、PFI事業を活用して効率的に事業を推進していく。
- 3) 個人設置合併処理浄化槽の寄付受納の呼びかけ
地区内にまだ個人所有の合併処理浄化槽が存在しているため、適正な管理を呼びかけつつ寄付の希望を募り、より合理的な運営を目指す。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 1) 処理場等の建設・更新に関する事項
・毎年30基程度の設置を予定し、約44,850千円の投資を予定
- 2) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
・設置および維持管理については、引き続きPFIを継続する予定で額を計上

② 収支計画のうち財源についての説明

- 1) 建設改良費の財源
・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は現在の国の制度により算定される額を計上
- 2) 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
・新規設置分と寄付をうけることを考慮し、毎年使用料収入が増加していく見込み。
・維持管理費も増加傾向にあるため、今後、使用料金の見直しが必要になってくる。
- 3) 一般会計繰入金
・起債の元利償還金は、一般会計繰入金に頼っている状態になっており、令和5年度にピークを迎え徐々に減少する見込みである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、特定地域生活排水処理事業にのみ従事している状況ではないため、引き続き一般会計での対応を行っていきます。維持管理費については、増加傾向にあるがPFI事業者との連携を密に図りながら適正な管理を行っていく。修繕費については、今後経年劣化に伴う修繕箇所が増加することが考えられるため、計画的に修繕を行うことによって、突発的な修繕経費の発生を抑えていきたいと考えております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	未検討
投資の平準化に関する事項	未検討
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続き、浄化槽の設置に関してPFI事業を活用し、コスト削減を図る。
その他の取組	未検討

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般家庭用の5人槽および7人槽については、維持管理費も増加傾向にあるため、バランスを見ながら今後、使用料の見直しを検討していきたい。
資産活用による収入増加の取組について	未検討
その他の取組	未検討

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き、PFI事業を活用し、効率的な維持管理を図っていく。
職員給与費に関する事項	職員給与については、PFI事業による維持管理と特定地域生活排水処理事業のみに従事している職員がいない為、一般会計で対応しており人件費は発生していません。
動力費に関する事項	未検討
薬品費に関する事項	未検討
修繕費に関する事項	施設設備の劣化状況をみて修繕の優先度を判断し、修繕費の平準化を図っていきます。
委託費に関する事項	未検討
その他の取組	未検討

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略策定後、令和6年度より最上町の公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水事業(合併処理浄化槽)の会計を法適用する予定です。法適用後、財務状況や修繕工事等の進捗状況を踏まえ適宜見直しを図っていきます。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度		
		1年度	2年度														
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			46,796	53,472	59,027	62,564	66,747	69,055	69,518	71,884	72,389	76,110	77,073	78,336		
		(1) 営 業 収 益 (B)			31,280	33,011	34,473	37,722	39,577	41,432	43,287	45,142	46,997	48,852	50,707	52,562	
			ア 料 金 収 入		31,280	33,011	34,473	37,722	39,577	41,432	43,287	45,142	46,997	48,852	50,707	52,562	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他															
		(2) 営 業 外 収 益			15,516	20,461	24,554	24,842	27,170	27,623	26,231	26,742	25,392	27,258	26,366	25,774	
	ア 他 会 計 繰 入 金		15,208	20,461	20,953	24,841	27,169	27,622	26,230	26,741	25,391	27,257	26,365	25,773			
	イ そ の 他		308		3,601	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			36,017	37,186	39,230	41,710	43,174	44,632	46,096	47,569	49,045	50,525	52,000	53,470	
			(1) 営 業 費 用			33,753	35,000	37,100	39,600	41,100	42,600	44,100	45,600	47,100	48,600	50,100	51,600
				ア 職 員 給 与 費													
				ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他			33,753	35,000	37,100	39,600	41,100	42,600	44,100	45,600	47,100	48,600	50,100	51,600			
(2) 営 業 外 費 用					2,264	2,186	2,130	2,110	2,074	2,032	1,996	1,969	1,945	1,925	1,900	1,870	
		ア 支 払 利 息		2,264	2,186	2,130	2,110	2,074	2,032	1,996	1,969	1,945	1,925	1,900	1,870		
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				10,779	16,286	19,797	20,854	23,573	24,423	23,422	24,315	23,344	25,585	25,073	24,866		
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)			31,344	26,876	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	40,684	
			(1) 地 方 債			30,100	19,100	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900	28,900
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債																
	(2) 他 会 計 補 助 金																
	(3) 他 会 計 借 入 金																
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		252	7,264	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300		
	(6) 工 事 負 担 金		992	512	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484		
	(7) そ の 他																
	2 資 本 的 支 出 (G)			45,512	43,059	60,386	61,443	64,162	65,012	64,011	64,904	63,933	66,174	65,662	65,455		
		(1) 建 設 改 良 費			31,725	26,917	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	41,847	
			ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		13,787	16,142	18,539	19,596	22,315	23,165	22,164	23,057	22,086	24,327	23,815	23,608				
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)				△ 14,168	△ 16,183	△ 19,702	△ 20,759	△ 23,478	△ 24,328	△ 23,327	△ 24,220	△ 23,249	△ 25,490	△ 24,978	△ 24,771		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 3,389	103	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	5,061	1,672	1,775	1,870	1,965	2,060	2,155	2,250	2,345	2,440	2,535	2,630
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,672	1,775	1,870	1,965	2,060	2,155	2,250	2,345	2,440	2,535	2,630	2,725
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,672	1,775	1,870	1,965	2,060	2,155	2,250	2,345	2,440	2,535	2,630	2,725
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	94	100	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	31,280	33,011	34,473	37,722	39,577	41,432	43,287	45,142	46,997	48,852	50,707	52,562
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	296,026	298,984	312,945	322,249	328,834	334,568	341,305	347,148	353,962	358,535	363,620	368,913

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収益的収支分	15,208	20,461	20,953	24,841	27,169	27,622	26,230	26,741	25,391	27,257	26,365	25,773
うち基準内繰入金	15,208	18,328	20,669	21,706	24,389	25,197	24,160	25,026	24,031	26,252	25,715	25,478
うち基準外繰入金		2,133	284	3,135	2,780	2,425	2,070	1,715	1,360	1,005	650	295
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	15,208	20,461	20,953	24,841	27,169	27,622	26,230	26,741	25,391	27,257	26,365	25,773

経営比較分析表（令和元年度決算）

山形県 最上町

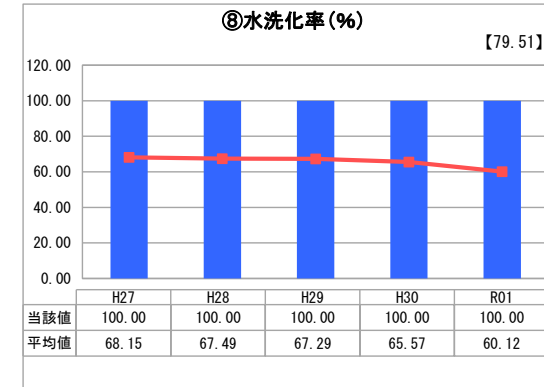
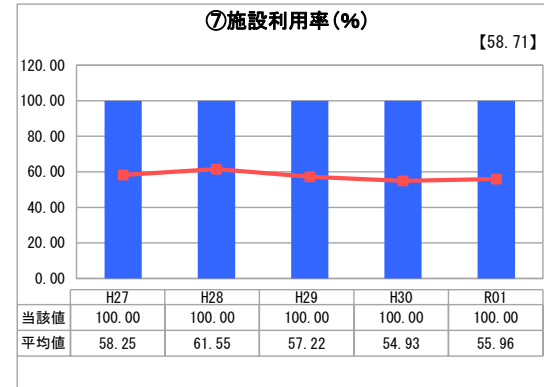
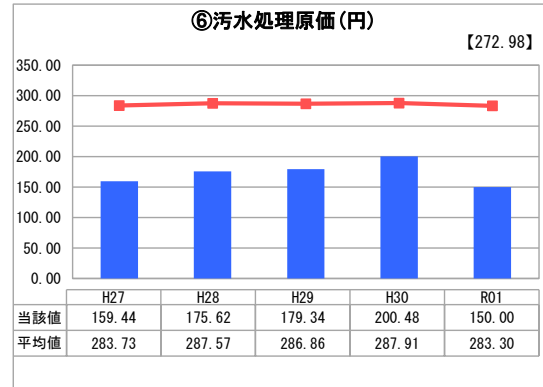
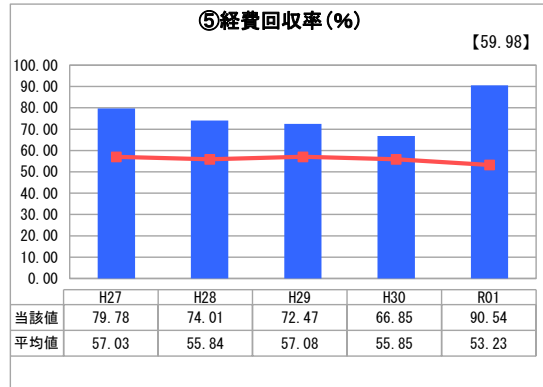
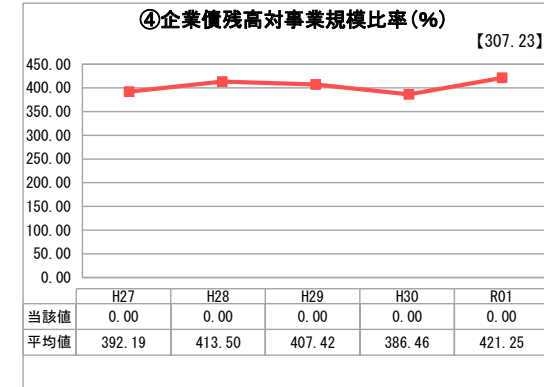
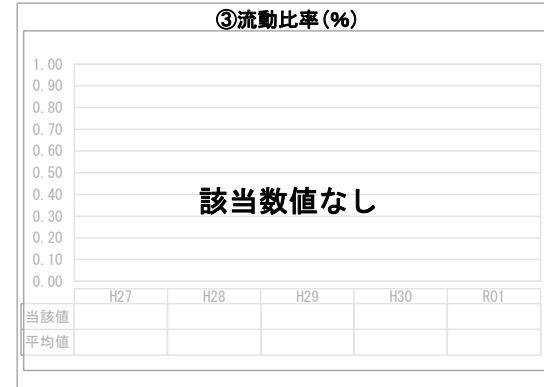
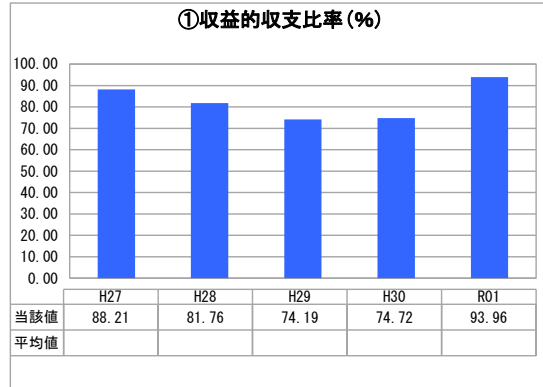
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	21.58	100.00	4,170

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,477	330.37	25.66
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,792	2.78	644.60

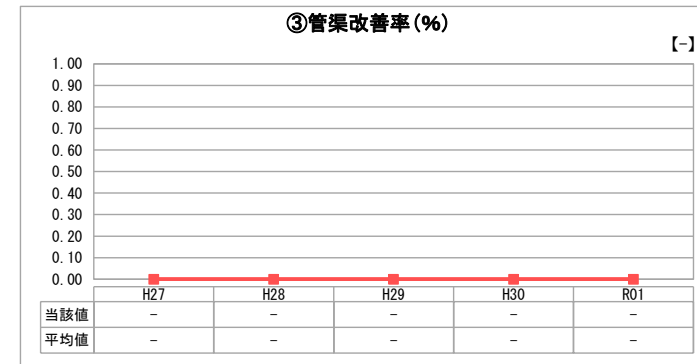
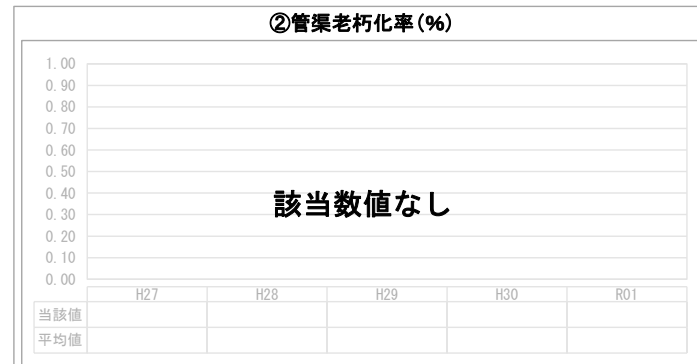
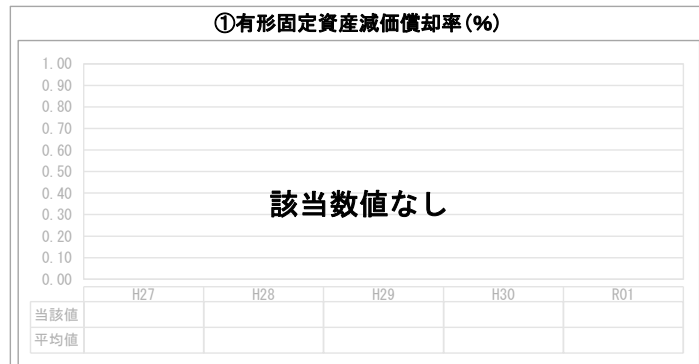
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収支については、設置基数の増加に伴う地方債の増加により、地方債償還金が多くなってきている。経費回収率については、全国平均より上回っているものの、使用料以外の収入により賅っている状況にある。今後、老朽化に伴う修繕費等が増加することが予想される為、現在の使用料設定では賅えなくなることも予測される。

2. 老朽化の状況について

令和元年度現在で事業開始から14年目である。今のところ老朽化による修繕等は発生していないが、今後、老朽化に伴う修繕が発生することが予想される。

全体総括

今後、老朽化に伴う修繕費等の増加を見込んだ使用料金設定が必要である。しかし、下水道・農業集落排水の使用料との格差を生むことはできない為、下水道・農業集落排水との関係を密にしながら、効率的な汚水処理事業を展開していきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。